

## 第8回船橋市補助金制度検討委員会議事録

1. 開催日時 平成21年2月25日(水) 午後6時03分～午後9時07分
2. 開催場所 船橋市役所 9階 第1会議室
3. 出席者 (委員) 今泉委員、岡田委員、斎藤委員、寺園委員、藤田委員、武藤委員  
(事務局) 金子企画調整課長、金子財政課長、野沢副主幹、石井副主幹、笹原副主幹、丹野主査、西村主査、北川副主査、石原副主査、大島主任主事  
(傍聴人) 1名
4. 議題 (1) 補助金の交付に関する基準(案)について  
(2) 補助事業審査結果の確認について  
(3) 補助事業審査について  
(4) 新しい補助金制度(案)について  
(5) 今後のスケジュールについて

### 【議事】

(傍聴人入室)

委員長 : それでは議題の1 補助金の交付に関する基準(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 議題1は、補助金の交付基準についてでございます。資料1をご覧ください。前回議論いただき変更した点についてアンダーラインがつけてありますのでご確認ください。なお、市長への報告書に意見を記載するものも同様に修正を添付してありますのでご確認ください。

委員長 : 修正箇所ですね。修正箇所は、交付原則の6行目。補助金等の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したときは、規則第16条の規定により、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする、というこの下線の部分ですね。

事務局 : 前回、市長の処分に従わなかった時ということについてご議論がございまして、処分という言葉はいらないのではないかとということでしたので、その部分は削らせていただきました。

また、その他についてもご説明いたします。

前回、基準案に盛り込めないのので、報告書の方に入れるという記載がありましたが、そうではなくて、明記しないけれども市長への報告書に盛り込む事項ということで整理をさせていただきました。よって、明記しないがという文言に変更しております。

それから②については、前回の資料の表現を全部取り替えております。補助事業の整理統合や窓口の統合など、という文言を入れました。また前々から議論のあります、いろいろなところから受けている補助金が目に見えるような処理の仕方が必要ということでしたので、これを文章化しました。

④については、これも市民活動情報ネットなどを活用してはどうかという意見がございましたので、情報公開にあっては、IT媒体の有効活用も考慮する、としております。以上です。

- 委員長：③の学校などへの啓発や資料として活用すべきである、という文章については。
- 事務局：以前、その部分は、学校などの啓発や資料として活用できることも考える、という表現になっておりましたので、少々ニュアンスが異なるので直させていただきました。
- 委員長：以上のような修正をしたわけですが、いかがでしょうか。前回、ご意見をいただいた方、これで宜しいでしょうか。
- 委員：④ですが、考慮するというのは少し弱い気がします。まず、情報公開はしなければいけないというスタンスに立って、逆に情報公開しない団体には、補助金は出さないくらいのスタンスにすべきではないかと個人的には思います。
- 委員：あっちこっちにある市民活動サポートセンターで言っているのは開かれた団体以外は、補助金の対象として考えにくい。これが一般的ですので、委員の意見には大賛成です。
- 委員長：ということは、考慮するではなくて、考慮すべきであるという方が正しいということでしょうか。
- 委員：ただその場合に、IT媒体の有効活用というように手段まで規制してしまうと、ついていけない団体もあるということになりますから、紙の媒体とITとどちらでも良いと言うことだと思います。ただそうすると紙はどこに置くのかという次の問題が出てきますが。それは市民が見やすい場所に置く団体と市役所の関係だけではなく、重要なのは多くの市民への、開かれた情報ということですから、開かれた場所、例えばフェイスにある市民活動サポートセンター、または公民館を活用するとか。従来の11階にある資料室に置いてあれば良いと言うことではなく、誰もが見やすい場所に置く、誰もがアクセスし易い情報手段を提供するというのを盛り込めたらと思います。
- 委員長：そうすると、この文章としては、既存のIT媒体及び市民活動サポートセンター等の有効活用を考慮すべきである、ということでしょうか。
- 委員：この情報公開というのは、補助金をもらっている団体が情報公開すべきだということでしょう。
- 委員：最低限それなのですが。希望としては、市役所側は、交付要綱、今度作る交付基準がまずオープンにされていて、それを市民が見ることができる。それから、補助金を受けた団体の情報も見ることができる。そうすると関心ある市民は、こういう交付基準で、こういう団体が受けているんだったら、自分のところも受けることができるのではという発想になってきて、市民活動もどんどん活性化していくと思います。だから紙の媒体で、どこがいいかという市民活動の拠点みたいなものは、サポートセンターであり、公民館であり、そういう場所だと思います。
- 委員：要するに、内輪だけではなく積極的に情報公開をしていきましょう。特に補助金を受けるためには不可欠だということですね。
- 事務局：交付に関する基準の本体の方に、情報公開に努めるものとするという表現、それと評価を公開するという表現がありますので、前回ご指摘いただいた点については、媒体としてこういうものがあるので、これは活用すべきだというふうに判断をいたしまして、このような表現になっておりますので、今回ご発言があった市民活動情報ネット以外に、市民活動サポートセンターでの公開等も考慮すべきである、ということでは

あれば、それはそれで交付の原則プラス付帯意見として、載せれば宜しいのかなと思います。こちらは、活動の内容の方になりますので、制度としての担保というよりは、補助を受ける側がやらなければいけない、ということなのかなと思います。

委員長：では、方法についての提言を入れておくということで、文章の方を直しておいて下さい。

委員：ちょっと宜しいですか。情報公開について、何を公開するのかということがどこかに書いてありましたっけ。例えば、財務処理とか、決算処理とか。

事務局：交付基準の中で、7番のところに透明性の確保ということで、根拠については、情報公開をしなければいけないということと、それから効果の検証については、客観的な評価を提出させて、公表するというございますので、財務をオープンにするかどうかというのは次の段階かと思えますけれども、一般的には、こういう団体に出しています、ということ公開しなければいけないという委員会の主旨は出ていると思えます。

委員：市役所に対しては交付規則、交付要綱、交付基準の公開。被補助団体の方は、活動の計画と結果、それから会計報告の計画と結果、以上の公開をインターネットと紙で行うとベストかなと思います。

委員長：今のところまでは、書き込まれていないと思うのですが、どうですか。行政が公開するものについては、全部公開していますよね。活動団体の方に、どこまで求めるかということですが。

事務局：基準については、行政側の情報公開が求められているので特に問題無いのですが、活動側の公開について、もしそういうことであれば、今の④をもう少し直した上で、付帯意見として、実現できるようにしてもらいたい、と委員会の意見として入れるということではいかがでしょうか。今の段階で適否について、お話できませんが、委員会の意見としては、補助金をもらう以上は公開されるべきである、ということであれば④を修正いたします。ただ交付基準は、ここまで来ているので、今から変更するのはちょっとという気もしますので、付帯意見としての方が適切かと思えます。

委員：市長への報告書に盛り込む事項として①から④までありますが、具体的には、どういうふうな形になるのでしょうか。

事務局：報告書というのが全体を包括するもので、その中で委員会として、このような基準案を作ったので活用してもらいたい、という形になろうかと思えます。

委員：報告書の中には評価結果も入りますよね。

事務局：もちろん89事業全て入ります。構成につきましては、最終的にまとめた段階で、また見ていただきます。今の段階では盛り込むということで。

委員長：では基準案に関する議論は、これでよろしいですか。(議題1承認)

次は補助事業審査結果の確認についてですね。

事務局：議題2は前回第7回の委員会で審査いただいた22事業の結果を書面にいたしましたので、ご確認いただくものでございます。まず資料2の一覧表をご覧ください。委員会としての評点と審査結果を一覧にしてあります。得点とともに補助事業の性質と結果のバランスがとれているかご注意くださいと思います。次に一覧表の後ろに

各事業の点検シートを添付してあります。点検シートでは、議論のあった事項を意見欄に記載しておりますのでご確認ください。今後の対応が明確に示されているかご確認をお願いいたします。

委員 長 : これは前回採点をしたところですね。点数が高いのに廃止になっているものとか。あるいは、複数の選択肢があって具体的にどうしたらいいのかわからない、というのがあれば。これは、担当課の方には出しているのですか。

事務局 : 出しておりません。報告書の中に入れ込むつもりでおりますので、個々に出していると矛盾が生じるおそれもあります。終わった段階では今一度ご確認していただく必要があると思います。

委員 長 : そうですね。全部で 89 事業を行った段階で、もう一度見直してもいいかもしれませんね。(議題 2 承認)

では、補助事業の審査に入っていきたいと思います。前回の積み残し分が 9 事業あります。

事務局 : 前回の積み残し 9 事業と今回の資料 3 にあります 22 事業の合計 31 事業について、審査をお願いするものでございます。

委員 長 : では始めたいと思います。番号 80 番で小中学校体育連盟補助金。事業補助への変更というのが 2 人いたとのことですが、意見を読みますと、子どもたちの健康状態が心配されて久しいが、昨日の文科省発表の体力調査でも、その低下が明らかになってきている。これは、生活習慣、食事、運動などが関連するため、NO80、81 は統合して、総合的に取り組む必要がある。

事業費補助への変更が望ましい。

補助金と言うより学校教育にともなう必要な経費ではないか。

事業の明確化、費用対効果の明確化、委託の事業費補助へ変更。団体への補助は廃止。

となっております。下のご意見の中で、書かれた方もいらっしゃるのですけれども、他の方の意見と呼んでなるほどと思われた方で、意見を収斂できる方いらっしゃいますか。

委員 : 事業費という色彩が薄いのではっきりした方がいいと思います。

委員 長 : 船橋市小中学校体育連盟の収支決算書によると、19 年度の収入で、549 万円で、そのうち補助金が 405 万円ですから、補助金の割合は、74.6%。支出で大きいのは、大会費、強化費、印刷費。

委員 : 私は、事業の明確化で、役割分担をもう少し明確にして、費用対効果の云々というのを書いたのですが、他の方で補助金というより学校教育にともなう必要な経費なのではないかという意見がありました。そういう事業と補助でやらなければいけない事業が一緒になっていると思います。学校としてきちんとやらなければいけないことは学校の予算として取るべきです。そうしないと、この補助金は学校がある限り、続く補助金になってしまう。その辺の役割分担が明確になっていないと思います。

委員 : 当然保健体育でやるのは、別に学務課かどこかで、ちゃんと予算を持っていて、割り当てられていますよ。それをサポートするのが体育連盟だから、補助なのかなとい

う感じはします。体育連盟があるから補助を出すのではなくて、学童の健康増進のためのイベントとか、いろいろな企画とか、そういうものに対する事業費として出していくという方がいいと思います。

委員： 795人という会員の方達は、小中の体育指導者、教師であったり、体育関係者で組織しているので、そこら辺が体育連盟なのかと想像していたら、教育委員会、学校の内部にある組織なのですね。

委員長： 学校の先生方の集まりだと思います。

委員： ですから、本来は補助事業ではなくて、教育委員会の経費、学務課で、処理すべき内容だなと。最初は、事業費補助という感覚でしたが、内容を聞いているのと本来形が違うのではないかと思います。ただ、この形で処理するとすれば事業費補助でいいと思います。

事務局： 事業報告の方を見ていただきますと、学校体育の中の活動ではなくて、学校外活動ですので、そこは若干ハードルがあるのかなと思います。それから前回の議論の中でも、事業費というあたかも事業費全部みたいになっておりますが、経費をきちんとするというところもあると思いますので、前回の議論と併せるという観点でも、事業費補助というのはいくらでもあり得ると思います。

委員長： 通常は、事業費は出したとしても、団体の運営費を出さないというのが今までの議論だったと思います。こういう課外活動ではあるけれども、学校体育の延長線ではありませんよね。

事務局： そのところは、ハードルはあったとしても多少曖昧になっておりますし、それが無ければ、学校がうまくいかないという事情もあると思います。ただ交付要綱を見ていただきますと、対象となる経費と書いてありますけれども、こういう事業については対象になる、その他何でも経費みたいな形になってありますので、具体的にこれに対していくら、いくら事業費に対していくら補助するという形にはなっておりませんので、明確な事業費補助と言えるか疑問はあります。

委員長： そのところはどうすればいいのか、よくわからないところがあるのですが、事業費補助へ、あるいは支出科目の見直しというところを私は選んでいるのですが、市民活動団体に対する補助金とは性格が違うので、やはりこういうみんなで研修に行く旅費を払うということではないと思います。

委員： 事務局の方で、負担金はどういう使われ方をするかわかりますか。

事務局： おそらく県、あるいは全国の組織に納めている負担金だと思います。

委員： 体育連盟は、スポーツ関係団体が加入しているのですが、子ども達全体の体力増進に寄与するような内容になっているのかがよくわからないのですが。私が、81番と一緒にした方がいいと言ったのは、学校保健会というのは養護教諭の方がメインの集まりだと思うので、もし全児童、全生徒を対象とするのであれば、健康とスポーツ、体力というのは一本化して、事業経費的なものにした方がいいと思います。

委員長： 結論を出しましょう。事業の明確化、何に補助するかを明確にして、場合によっては支出科目の見直しも含めて、もう少しこういう資料を見ているとこういうことをやっているのかというものを示してもらって、付帯意見として説明文書をわかりやすく

ということを加えて欲しいと思います。

委員： おっしゃったとおり、意見と同じでいいのではないのでしょうか。

事務局： まず事業を明確にしてということですね。今のままだと運営費も入ってしまっているのので、対象事業費と対象経費を明確にする。それから、ものによっては支出科目の見直しを行う。直接出した方が良いものもあるので、その部分については見直されたい。それと市民にとってもよくわかるような補助関係資料を整えて下さい。ということだと思います。(了承)

委員長： 続いて81番、学校保健会運営費補助です。先ほど、統合という意見もありましたけれども、団体がそもそも違うわけですから。補助金額は、45万円。意見としては、同じように事業費への変更。

委員： 36番の事業で、薬剤師会へもプール水質検査に対する補助を行っている。重複にならないのか。県の学校保健会負担金という項目が収入と支出の両方に出てきますが、これはどういう意味でしょうか。

事務局： これにつきましては、まず県学校保健会負担金について収入、支出とも出てくるということについて担当課に確認したのですが、現在までに判明しておりません。(後日、別途市から県負担金分を支出しているためと判明)そして薬剤師会への補助について、確かに薬剤師会補助金の中で、プール水質検査に対して補助しているのですが、一応この学校保健会の水質検査とは重複していることはありませんという担当課の話でございます。

委員長： 県の学校保健会負担金が収入として入って、支出としても入っている。ちょっと説明がつかないですね。それからプールの水質検査というのは、学校でそれぞれやっているのではないですか。これは必要なお金だと思うのですが。

委員： 36の評価をした時に、プールの水質検査は事業として行っていると出てきております。そして、またここでも出て来たので疑問を感じました。今の話しですとここは出てくるけれども、重複はしていないということですね。では、違う性質の検査ということですかね。そもそもプールの水質検査は、やらなければいけない事で、補助金を出して行うのではなく、本来ならば学校の費用でやらなければいけないのではないかと思います。

委員長： 空気検査とか、照度、飲用水の水質検査とかですからね。

事務局： これは、先程の薬剤師会の補助金もそしてこれについても両方とも運営費補助で要綱がございません。ですので、会の活動としてはそういう活動をやっていますが、何に対して補助しているかというのは明確には決まっていないということです。

委員長： 収入を見ると、市の補助金だけなんですよね。この負担金は、支出と収入にあって相殺されますので。ですから、補助金で全部やっているというので、45万円ですし、結局は保健会の運営経費になってしまっているのではないかと思います。事業費はわずか5万円ですし。補助金というのであれば、この保健会の会員から会費を取って、455人もいらっしゃるわけですから、1人千円ずつとか集めて。それでなければ、学校運営費の中から出せばいいのではないかと思います。金額も少ないので廃止というのはどうですか。行き過ぎですか。

事務局：保健会の規約の中で、ここに参加しているのは、学校医、学校歯科医、薬剤師、校長、学校保健主事、学校教諭、PTA代表、その他学校関係者ということですので、協働といいますか、学校を支えるという意味では役割を果たしていると思いますので、こういう形が適しているかはともかく、廃止というのはちょっと。ですので、必要な部分があれば、補助金ではなくて、交付金であったり、あるいは支出科目の見直しなのではないかと思います。ただ、おかしなところをご指摘いただくのが宜しいかと思えます。

委員長：まあ全額補助であるとか、やっている内容が学校にとって必要なことであるけれども、それをやる理由として会の存在理由のように置き換えている形があって、みなさんが年に1回お会いになって交流するのは、それはそれでいいと思います。ただそれに補助金を出さなければいけない、このわずかな事業のために補助金を出すということがいいのかどうか、というのが見えていいのかと思ったものですから。

それでは、事業費補助か交付金化も含めて支出科目の見直しということではいかがでしょうか。（了承）

では続いて82番、地区スポーツ振興補助金。予算は538万円と結構大きな金額です。体育指導委員連絡協議会が、各地区で実施する市民対象のスポーツイベント等の実施のための経費等補助。200人の会員がいらっしゃる。

事務局：補足ですけれども、体育指導員というのは非常勤特別職として条例で定められておりまして、報酬も高くはないと思います。また連絡協議会に対しての補助金も出ていて、地域ごとに事業を実施したら別に出すというような補助金でございますので、統合というのはあるのかなと思います。

委員長：87番との統合ですね。

事務局：すみません。体育指導員としての団体補助金はこの中には、含まれておりません。市から任命してやっていたりしている方の団体活動費等については、除外しておりますので、この中には入っておりません。ただ、それと似たようなものがあるということも事実でございます。

委員長：では整理統合ということだと思っております。

委員：ほとんどがイベントですよ。3人も意見があるので、整理統合ということでもいいと思います。

委員長：同じようなものに対して別の補助金が入っている、こういうのは全体が見えづらくなりますから、そこは整理統合してわかり易くすることが必要だと思います。いろいろな補助金を出して、個別の補助金を見るだけではわからないというものは無くそうというのが今回の趣旨でもありますので、その意味では単なる整理統合ではなくて、きちんとわかり易くする。それから支出の費目についても明確にしていくことが必要。

委員：参加者の費用というのはどうなっているのか。普通のゴルフ大会からグランドゴルフ大会などいろいろな種類のイベントを行っているようですが、団体支出金に対する市の補助金額の割合が100%になっています。この意味合いがわからないのですが。

事務局：全て補助金だけでやっている。つまり100%補助をしているということです。

- 委員：もしそうならば参加者の負担金を考えてもいいイベントもあるのではと思います。
- 事務局：上の部分と下の部分は別のことを決算で示しています。上の部分は、体育委員連絡協議会の補助金と決算額でございます。下の部分が現在やっている地区スポーツ振興補助金の収入支出でございますので、540万円を収入として、540万円を支出としております。100%です。参加者負担を取っているかどうかはわかりませんが、参加者負担を取るということはここからは見えてこないです。
- 委員：もし事業に対する補助金として出しているということであれば、参加者から取っている分も会計で収入と支出をうまく合わせないとまずいですよね。
- 事務局：であれば、取っていないと判断されるのも止むを得ないのではないかと思います。
- 委員：行事開催費というので、23地区5ブロックの関係費及び活動費と書いてありますが、多分想像されるのは23地区と5ブロックにこの522万1千円が分かれていっていると、そしてその先どういう風に使っているかというのはノータッチですかね多分。物凄く悪く考えると、使い方が若干不透明かもわからない。
- 委員：統合を含めて、会計も明瞭にすることという条件を付けてはどうでしょう。
- 委員：87番にある平成19年10月28日大穴小学校の大穴地区レクリエーション連合運動会とサンプル地区、大穴地区のものが全く同じなんです。そしてお金が両方から入ってきている片方は自治連で、もう一方は指導員、やっぱり事業費統合だと思います。
- 委員長：それは重要な指摘だと思います。同じ1つの事業に対して、違うルートで補助金が辿り着いている。82番と87番を統合し、全体をわかり易くすること。それと補助金の流れ、経費の資料をわかり易く整理しないと次回は廃止になる可能性が高いということですね。
- スポーツなので、大いにやっていただいて結構だと思いますが、明快にやらないといけないということだと思います。（了承）
- では続いて83番県民体育大会選手団派遣費補助金。100%ですから、県民体育大会に選手を派遣する場合には、参加者の旅費、宿泊費、食糧費、事務的経費を全て補助金で見ているというものです。回答として一番多いのは、継続ですね。県民体育大会ということで千葉県内だから、甲子園に行くのとはちょっと違いますよね。
- 事務局：これについては、要綱も何も無いので、そこは整備する必要があるのかなと思います。ですから、事業費として明確に定めて下さいということは必要かもしれません。
- どうしても資料としては多くなってしまいますので、経理等はきちんとしていると思われるので頭の部分しか付けませんでした。平成19年度につきましては、実績では636人。この83番と84番県民大会強化費補助金と併せてですね。
- 委員長：事務局的にはどこでやっているのですか。体育協会で積み上げたお金を市の方に請求がきて払う、こういうことですか。
- 事務局：そうです。ただ実際は、例えば83番の派遣費補助金の方ですと19年度ベースで一番補助金を出したのがバレーボール協会とか、実際に参加した方がいらっしゃるということで、そちらの方に出したりとかしています。これは体育協会を通して、そこに加入している各協会等に事業費補助という形でいっているものです。
- 委員：強化費と派遣費を別々にブレイクする必要はあるのですか。両方運動していますよ



ね。私の感じでは、両方混ぜて、要するに派遣も強化も1本で、一番いい場所で強化すればいいのではないかと。

事務局：こちらの事業については、それぞれ実際に交通費、宿泊費、食糧費とか派遣する時の経費。それ以外に強化費の方は、施設の利用料ですね、これは練習するための利用料です。あと特別補助金というのがここにありますが、対象となるものが違うから具体的に事業として分けているということですが、実際には両方とも体育協会を通して、それぞれの団体の方にいっているということにはなります。ただ、手続きをうまく統合して簡素化できるものであれば、そういうことも考えられるかと思います。

委員：2つにブレイクするから、事務量をむやみに増やしているように感じる。

委員長：上限は、どうなっているのですか。上限なくして出しているわけではないと思うのですが。そこらへんは、わかりますか。

事務局：おっしゃるとおりだと思います。当然、予算が決まっている中だと思いますが、それが足りなかったらどうするのか。そういうところまでは確認をとっておりません。

委員長：では継続ですが、整理統合をするということ。この補助金そのものは、強化費や交通費を見ることは合理的だと思うけれども、2つに分けていること、そして使い方など、ここだけではわからないので、市民の納得が得られるよう明解な資料を作ってもら、ということですね。

では、83番と84番については、そういうことで宜しいですか。（了承）

次は、85番船橋市体育協会事業費補助金です。補助額が1千万円です。

委員：1千万円の行き先が、加盟団体の補助金の方に951万円と175万3千円ですかね、決算書を見ると。ただ団体でどういうふうに使っているかわからない。

委員：それがわからないのと、加盟団体に入ることができればもらえるのか、どういうところが加盟団体に入れるのか。どれが体育なのか。ダーツやパークゴルフは体育なのかというふうにと考えると、市民のスポーツのようなものまで補助するのか。補助加盟団体を見直すべきではないか。要は、スポーツと言ったとき、どこまでをスポーツと指すのかという定義付けの問題。この内訳からすると体育功労者の記念品まで税金使って補助するのか。団体への丸投げのお金で、加盟していればスライドでお金が入ってきて、ちょっとお金の使い方がラフじゃないかと思います。

委員：社会教育団体に関しては、今までやってきた中で廃止を決めたりしていますので、そこらへんは検討する必要がありますよね。

委員：体育協会の目的って何ですか。事務局の方でわかりますか。

事務局：体育協会の会則で、目的第2章第3条というところがございますので、読ませていただきます。本会は、船橋市におけるアマチュアスポーツ団体を統括し、かつこれを代表する団体であって、スポーツを振興し、市民の体力の増進と健全な精神を養うことを目的とする。ついでですので、事業第4条。本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。(1)体力増進に関する方策を真に確立すること。(2)スポーツに関する講習会及び大会等の各種行事を実施すること。(3)スポーツに関する技術の調査・研究に関すること。(4)スポーツの指導、奨励及び指導者を養成すること。(5)財団法人千葉県体育協会との連絡ならびに加盟団体の強化・発展及び相互の連絡調整を図るこ

と。(6)体育功労者等の表彰すること。(7)その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。以上でございます。

委員長：私もこういう団体に国のレベルで属していて、国体の審判員とかをやるのですが、それが都道府県レベルにあって、市町村レベルにあると思うんですね。それぞれに競技スポーツを一所懸命やっているの、社会教育の団体と内容的には大体同じだと思います。あちらに厳しくやって、こちらはそのままというわけにはいかないと思います。資料によりますと、負担金と補助金の関係で、大体10%くらいの負担金になっているんですね。そもそも各団体の補助金の根拠というのは、大学のスポーツもそうなのですが、根拠はほとんどなくて前年度の金額に対して、どこが活躍したから上乘せるとか、そういう話だと思うのですが。ただこれだけだと、市民に対する説得度というのが無いのではないかと思うのですが。

補助金は、市から受け取るお金でしょう。負担金というのは何ですかね。

委員：体育協会に納める会費みたいなものでしょう。ただ、団体の配分の根拠はどうなっているのでしょうか。例えば会員数に対して、1人頭いくらとはなっていないんじゃないかと思われませんが。

委員：いずれにしろゼロに戻って、この額は妥当かどうか、そこから始めないと。これが先ほど議論していたインターネットなりで、市民が見られた時に、この額はどの様に決めたのか。そもそもどうしてこの団体は、これだけもらえるのかというところから始まると思います。それに対しての説明が、ここをやっている生涯スポーツ課ができるのかどうか、というところに最後はなってくると思います。それと体育功労者記念品。ボランティアの市民団体がいくら活動しても補助金で表彰されません。たまに新聞に載るくらい。地道にやっている団体の一方で、こういうところにスポーツ振興と称して補助金を出す。おまけに記念品まで出す。このへんが市民感覚として受け入れられるかどうか。

委員：このスポーツ功労者というのは、市長の名前で出すのではなかったでしょうか。体育協会の会長の名前になっていますか。

事務局：一般的なスポーツ功労表彰は、市長の表彰がありますけれども、会では表彰規定みたいなものは持っているようです。体育協会として。

委員長：こういうふうに、ある団体を経由して補助金がいろいろな団体に行く場合、体育協会の方で、適正な経費管理をしていないと、市の方では1千万円補助金を出して、後はお願いという感じに見受けられてしまうと思います。市が1つ1つの団体に出していくとなると膨大な数ですが、これは無理なのでしょうか。

事務局：連盟自体がそういう目的で出来ているのではないかというのもあるのですが、総会資料を見ますと費用は出ていないのですけれども協会毎の事業は出ております。例えばパークゴルフ協会がどういうことをやったということは出ております。あと1点気が付いた点は、10万円に満たない団体もいくつかあります。ですから、配分については中で決めていることだと思いますけど、例えばウエイトリフティングは、15万9千円ですが、サッカーが30万円。サッカーをしている人口がウエイトリフティングの2倍とは考えにくいので、どちらかというと積み上げではなくて、過去の経緯からとい

うことだと思えます。

委員長：突然、根拠をはっきりしろと言われても困るでしょうね。

委員：だからもう1回ゼロに戻って、目的と事業に振り返ってもらえばいいわけです。例えば、最初の補助事業の内容というところで、目的と内容というのが船橋市体育協会加盟団体への活動補助金及び事務的経費となっています。加盟団体に払うのが目的になってしまっている。目的はきっとスポーツ振興でしょうけれども、そこからボタンを掛け間違えているのではと思います。長く続くと市の方では、払うのが目的になってしまう。これを未来永劫払い続けるのか、ピリオドを決めるなら考え直した方がいい。いつも脇に置いて考慮しなければいけないのは、福祉だとかボランティアとして、一生懸命無料奉仕している人達のことを考えなくてはいけない。

委員：体育協会そのものが全体で事業をするということは無いと思います。体育協会の理事は、各団体から選ばれて20名ちょっとだったでしょうか。だから参加団体の育成、参加団体でいろいろなスポーツをしている人達の裾野を広げていこうとの発想だと思います。

委員：事業報告を見ますと、例えば春季市民体育大会34種目で2万5千51人参加したと書いてあるんですね。あと、理事会とかがあって、体育大会がある1万5千人の。この開かれた時の費用を負担しているのですかね、ここは。それらしき支出項目が無いのですが。

それから49種目ありますよね。野球協会から始まって、相撲、卓球と。これは船橋に全部あるのですか。まずあるのか、ないのか。それと言にくいことばで言いますが、全く活動していない団体というのものもあるんじゃないかと。あるいは、県レベルしかない。この活動記録というのは事務局の方にあるのですか。各協会の活動報告。

事務局：先程、申しあげましたように個々の活動、行事の報告についてはいただいておりますので、49団体のそれぞれ何をやっているかというのはまとまっています。ただそれがどのようにお金が使われているかはこの中では明らかではございません。

委員：いずれにしても船橋に各団体があるということですね。例えば千葉にあるとか市川にあるとかではなくて。

事務局：船橋市内の団体として作っているということは、ほぼ間違い無いと思います。

委員：それで、どなたかが意見を書いていました。団体に入ればもらえると、では団体に誰でも入れるのか。団体はどういう人達が入れるのかというのが最後の抛り所だと思います。

委員：これは狭き門だって言っていますよ。

委員：逆に言うと、こういうのがインターネットかなにかでオープンになって、ぱっと出てくると、第三者評価が盛り上がり、わいわい騒いで、きっと落ち着くところに落ち着くのではないかという気はします。一回騒いで、市民常識の着地点を見ないといけないかもしれませんね。

委員：折衷案として、団体の配分の根拠をどこかで明らかにしていた方がいいと思います。それからどういう事業を各団体がやっているのかということは少なくとも明らかにし

て欲しいですね。

委員長：　そういうことをしないと減額しますよ、ということでしょうか。根拠を明らかにして下さいと。減額・上限設定として、特に 10 万円以下の補助金をもらわないとやれないようなところ、本来ならば 10 万円以下は廃止になるところですので、束ねているから残っているけど、そういうところは団体の存在価値が疑われるので減額の対象と考える。そういうことも含めて、配分基準、それから各団体の会費をどういうふうに集めているのかとか、どういう事業をやっているのかとか、全ての団体について先程の情報公開じゃないですけども資料を出してもらおうということが必要じゃないかと思うのですが。（了承）

委員長：　では、86 番スポーツ健康大学OB会主催事業に対する補助金。  
評価は、低いですね。減額・上限設定が 4 人。

委員：　例えば、歩こうペイわいわいまつり委員会計報告。24 万 3 千円が食糧費になっています。これはどうかと。

委員長：　減額でしょうね。スポーツ大会ですから、市民もいろいろと楽しめるので、健康を維持する、生きがいをふやす、いいことだと思いますが、ほとんどが食糧費に利用されているというのは問題ですので、ここは相当減額をすると。趣旨としてはそれで宜しいですね。（了承）

では、87 番船橋市地域スポーツ振興事業補助金。これは先程の 82 番と統合するものですから、これはいいですね。（了承）

89 番船橋さざんか少年少女合唱団交付金。これは交付金という名称になっていません。

事務局：　これは交付金です。

委員長：　どうして交付金という名称になっているのですか。

事務局：　交付金に分類されておりますけれども、他の団体の運営費補助とあまり変わらないのではないかとこの観点で、こちらに入れさせていただきました。

委員長：　事業内容は、青少年の健全育成を図る。本市の文化芸術活動の普及・振興を図るため、全市的な少年少女合唱団を創設した。船橋市が作ったわけですか。

事務局：　というふうに聞いております。

委員長：　だから市の交付金だということになるのですね。ただ昭和 58 年と、相当前ですね。何か全国大会とかに出たりしているのですか。

事務局：　知っている限り、全国的な活躍の程度は把握しておりません。

委員：　会員数が 62 人と非常に少ないです。それに対して予算額 200 万円。ここにあるように 1 人当たり 3 万 4 千円を出しているというのは異常な数字のように思います。それでいて担当課の評価も、市内には、補助対象となっていない児童合唱団があるとして 0 点になっている。補助金の交付に対して相応の効果があるかについては、市の行事に積極的に参加している年とそうでない年があり、効果についてはいずれとも言い難いと、自分で言っていると言いながら、1 人 3 万 4 千円払うというのはすっきりしない感じがするのですが。

委員：　もしそうなら、もっと積極的にやりたい団体、合唱団があれば、そちらにまわすと

か、そういうやり方ではないですか。

今、全国的に有名な小学校、中学校がたくさんある中で、こういうのが必要かどうかということですよ。

事務局： 青少年団体とか、あるいは他の文化団体等、多様な活動がある中で、青少年少女とはいえ、他にも補助が欲しいという団体がありそうな気がしますので、そういう意味では役割が終わりつつあるのかなという気はしますが。ですから、他の人達が参入できるような形が一番良いのかなと思います。そういう意味では新しい制度とか。

委員： 周りの市も払っていないんですよ。千葉、習志野、四街道、市川、柏の青少年少女合唱団は補助金をもらっていない。自分で0点を付けているわけです。

委員長： ということは廃止でしょうか。新しい補助のあり方を考える。ではちょっと厳しいですが、廃止ということ。（了承）

7番の船橋たばこ商業協同組合補助金です。

必要性が低く、廃止というご意見が多いので廃止でよろしいですね。（了承）

8番の船橋法人会補助金です。

これも廃止という意見が多いですね。

委員： 団体の支出額に対する補助金の割合が低く、補助の必要性はあまりないと思います。（了承）

委員長： 次は11番の船橋青色申告会補助金です。

市補助額に対する繰越額の割合が非常に高く、補助の必要性はないですね。（了承）

委員： 9番、10番の納税貯蓄組合も同様だと思います。

委員長： これらも、廃止という意見が多いので廃止ですね。（了承）

次は22番の母子寡婦福祉会補助金です。

事業費補助への変更というご意見が多いですね。

委員： 担当課の調査では、近隣他市より補助額が高いみたいですね。市の重点施策として他市より補助額を高く設定するということでもない限り、他市並みの補助額でいいと思います。

委員： この団体には市からの補助金以外に、社協からも補助金をうけている。重複支援であれば、透明性確保の観点から一括して市から補助すべきだと思います。

委員長： 他の問題点として、担当課の記述で「母子家庭は増加しているものの、加入者は減少している」とあります。つまり、加入者は一部であり、加入しなくてもいいと考える方が増えているということですね。社会的な存在意義は低下している。結論としては、会を維持するための補助となっているので、公益事業に対して補助する形に変更すべきである。

委員： 事業費補助へ変更することによって、適正な補助額となると思います。

委員長： では、事業費補助へ変更して、透明性を確保するということがよろしいですね。（了承）

次は28番の老人クラブ助成金です。これは、整理統合と事業費補助への変更に意見が分かれていますね。29番と30番が同じく老人クラブ関係への補助金ですね。これら3つを整理統合していただき、公益事業を補助対象とし、お金の流れも明確にして

いただくということによろしいですか。(了承)

次は 31 番のいきいき同窓会交流事業補助金です。補助額が 81 万円です。こういう活動に補助金を出すことは、分からなくはないが、補助金の出し方は適正ですかという疑義があり、見直すべきであると思います。

事務局 : このいきいき同窓会は市民大学校の一つの学部の卒業生ですが、他の学部の卒業生には補助金は出ておりません。スポーツの方は、団体への補助ではなく、一事業あたりいくらかという形で補助金が出ています。OBの団体が各々違う形で補助金をもらっています。生涯学習コーディネーターは補助金が出ていません。

委員長 : では、31 番は事業費補助への変更ということによろしいですね。(了承)

次は 32 番の高齢者体力づくり健康づくり事業補助金です。交付先が老人クラブ連合会ということで、先ほどの老人クラブ関係補助金と同じように、整理統合ですかね。

委員 : 健康増進課が健康講座、健康相談、食生活や一般運動教室など幅広く講座を開催しています。各自治会ベースで実施していたりするのですが、人が集まらなくて困っていると聞きました。この 32 番の事業は、健康増進課の事業と重複しているながら、補助金をもらっているのではないかと思うので、廃止してもいいのではないのでしょうか。補助金の所管課は違いますが、事業としては重複していると思います。

委員 : この事業は国庫補助が出ていますし、対象者も健康増進課の事業とは少し違うと思います。

委員長 : では、老人クラブ関係補助金との整理統合でよろしいですね。(了承)

34 番の父母会行事事業費補助金です。公立保育園父母会に限られており、公平性に欠けていますね。また、小額補助であり評点でも必需性が低いので廃止とすることによろしいですか。(了承)

続いて 35 番、私立保育園協議会補助金です。保育士の資質向上のための研修に対して補助することは良いが、運営費補助ではなく事業に対して補助するようにしなければいけないですね。

委員 : 疑義のある支出もしていますね。

委員長 : 補助対象事業を明確にすることということによろしいですね。(了承)

39 番、勤労者福祉協会補助金です。198 万円の補助ですね。

廃止というご意見がありますが。

委員 : 事業の内容は特定団体の趣味の事業への補助であり、公益性があるとは思えない。ボーリング大会、ハイキング、バーベキューやゴルフ大会など、親睦会みたいです。

委員 : これは一昔前の労働組合対策費のような形のもので、少し時代錯誤かなと思います。会費 0 円ですが、補助金のために協会ができていないのかと思ってしまいます。やはり、廃止ですかね。

委員長 : 会費は取らないが、参加費は取っているのでしょうか。

交流とはいえ、こういった趣味みたいなものに補助するのはどうかと思いますので、廃止ということで。(了承)

次、40 番の若者就業支援事業費補助金です。県の事業ですが、たまたま船橋市にあるということから、船橋市が補助している。

委員： 県の事業に市が補助するのはおかしくないですか。  
事務局： 詳細は分かりませんが、これは駅前のフェイスに政策的に誘致したと考えられます。  
委員長： 他市の若者も来ると思いますので、当時、他市も負担を求められたか分かりますか。  
事務局： 今は分かりません。

委員長： ジョブカフェそのものは必要だと思います。若者の失業も多いし、かつてのような金のたまごと言われたような時代ではないので、しっかりキャリア訓練しない限り、なかなか仕事はみつからないと思います。そういう意味ではいい事だと思いますが、県の事業に対して船橋市として 1,000 万円も出す必要があるのかということになります。必要なら支出科目を見直して、ここで検討することでもないと思います。  
(了承)

では 60 番、商店街活性化支援事業補助金です。

委員： この船橋市商業活性化協議会ですが、補助金を出すために作られたような組織に思えるのですが。61 番と 62 番は商工会議所へ出していて、似たようなことをしているのかなと思います。どうでしょうか。

事務局： これは、商工会議所の中で、市からは企画部、都市計画部及び経済部の職員も一緒に、商店街活性化などのまちづくりについて協議を進めています。県からも補助金をいただいております。

委員： この協議会で話し合っ、まちづくりの方向性が出たら、商工会や他の団体に提案をしていくようなスタイルで、2,3 年で終わるようなものですか。

事務局： 現在、案をつくっており、プレゼン等を行っているところです。

委員： 目的や目標がはっきりしないと、未来永劫続くような補助金になってしまうと思います。活性化のための具体的な事業を明確にする必要があると思います。また、63 番の商店会連合会補助金と統合し、事業等を明確にした事業費補助へ変更した方がいいと思います。

委員長： これは商工会議所の事業ではないのですかね。

委員： 商工会議所の中に作ってしまうと、県から補助金を受けるのが難しくなるのかもしれないですね。

委員： 終期を定めて行うのも一つだと思います。

委員： 県から補助金を受けるために、独立機関として設置しておくのであればいいと思いますね。

事務局： 県の交付要綱では、活性化協議会を設置しなければならないということは、規定されていないようです。

委員長： いろいろな形で商工会議所に補助するのは、透明性確保の観点からよろしくないの、商工会議所関係の補助金については、整理統合し、事業内容を明確にして支出科目の見直しも検討する。効果がなく県の補助金だけで出来るなら、廃止も考えるということでもよろしいですか。(了承)

では次、61 番の商工会議所補助金です。

団体の支出額に占める補助金額の割合が低く、繰越金も多いことから、補助金の効果は薄く、助成は辞退していただくということでもよろしいですか。(了承)

62 番は工業活性化事業費補助金です。

商工関係の補助金については、整理統合し、公益事業等を明確にするなら事業費補助への変更。現状のままなら、団体の支出額に占める補助金額の割合が低く、繰越金も多いことから、補助金の効果は薄く廃止する。(了承)

63 番の商店会連合会補助金です。

商店会に対する補助金については、多くの市民の利益となっていると思うが、事業内容を見ると、これでいいのかという側面があるので、減額ということですかね。

委員： 目的を明確にし補助事業を明確にし、公益性のある事業のみ補助することでよろしいかと思います。商店会の何が足りないからと、補助をするならいいが、補助をするのが目的となってしまいます。メリハリを付けて、もう少し緊張感をもった関係を作らないと事業も成功しないと思います。

委員長： 結論としては減額ですが、公益的な事業費への補助に限定すべき。(了承)

64 番の地域工業団体連合会補助金です。

これは、運営費補助ですね。

委員： この団体は商工振興課が事務補助をしているのではありませんか。

事務局： 改善プランチェックシートを見ていただきますと、当時の診断時は、事務補助をしていた事実はあります。今現在はわかりませんが。

委員長： 補助金がなくてもやっていける団体になっていただかないと困るわけですが、すぐに補助をなくすとよろしくないと思いますので、減額をしつつ、公益的な事業を明確にし、事業費補助へ変更するということがよろしいですね。(了承)

65 番の船橋市貿易振興会補助金です。補助額は 24 万円です。

こうした業界団体がしっかり自立してやっていただかないといけないと思います。公益的な事業に対して補助する仕組みに変更する必要があるということでしょうか。(了承)

66 番の観光協会補助金です。

委員： もっと特色のある政策として展開して欲しいと思います。

事務局： この事業は交付要綱がございませんので、事業費補助へ変更ということもありますし、改善プランのチェックシートにも戦略的な展開を図るようにと最終診断に記載されておりますので、市としての最終判断も委員会のご意見と一緒にしたいと思います。

委員長： 戦略的な事業費の補助への変更ということで。(了承)

それでは、議題 4 の新しい補助金制度(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議題の 4 は、新しい補助金制度についてでございます。前回のご審議でたたき台があった方が議論がしやすいとのご指摘で、委員長とも相談いたしまして、資料 6 に委員の皆様のご意見とともにまとめてありますので、それを参考に、新しい補助制度の趣旨、対象とする活動、団体の定義、対象経費、補助額、補助率、審査のルール、他の補助金との関係、財源、公開方法、仕組み等についてご意見をいただき、交付基準ほど詳細でなくとも報告書へ記載すべき事項として整理していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。



委員長：時間もございませんので、次回に議論させていただきたいと思います。

今後のスケジュールについて、事務局よりお願いいたします。

事務局：今回は3月25日午後6時からになります。残りの21事業をご審査いただいて報告書を作成していただくことになります。次回の開催場所は職員研修所601研修室になりますのでよろしくお願いいたします。また、新年度も引き続きご審議いただくことになろうかと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。日程につきましては、後日、調整をさせていただきたいと思っております。

委員長：他に何かありますでしょうか。

では、これにて第8回補助金制度検討委員会を閉会いたします。

議事録署名人 船橋市補助金制度検討委員 藤田 きよ子